

熊 本 県 自 主 防 災 組 織 結 成 ・ 活 動 の 手 引 き



くもとサプライズキャラクター「くまモン」

平成24年3月

目次

はじめに	－ なぜ自主防災組織を作るのか？	…1
第1章	結成について話し合おう	…7
	（1）自主防災組織とはどんな組織でしょうか	…8
	（2）近所の人に相談してみましよう	…10
	（3）何を母体とした組織にするか決めましよう	…11
	（4）中心になって準備する人を決めましよう	…12
第2章	結成してみよう	…13
	（1）必要なことは？	…13
	（2）市役所・役場に相談に行きましよう	…15
第3章	活動しよう	…16
	（1）典型的な活動の例　－日常の活動－	…16
	（2）典型的な活動の例　－災害時の活動－	…20
おわりに	－「続けられる」活動の極意－	…22
◆資料編◆		
1	自主防災組織の規約の例	…23
2	自主防災組織の活動（防災）計画の例	…26
3	市町村の防災担当部署一覧	…31
	（参考）優良活動事例　－水俣市3区自治会防災・防犯委員会	

はじめに ーなぜ自主防災組織を作るのか？

災害に対する上で一番大事なことは、「災害で死なない」ことですよね。
あなたがいなくて、あなたの家族を守るのは誰ですか？

(地震の場合)

地震が発生した場合を考えてみましょう。
あなたは沿岸の地区に住んでいます。
以下の質問に教えてください。

[問1] 平日の午前11時に、震度6強の地震が発生し、30分後に10mの津波が襲います。どうなると思いますか？

【阪神大震災の死亡時間と死因：「神戸市内における検死統計」（兵庫県監察医）より】

(時間) 約92%が14分以内に死亡

(死因) 約83%が窒息・圧死等。約12%が焼死。衰弱・凍死0.2%。

→ 建物や家具の下敷きで9割が即死。即死を免れた人もケガなどで動けず、火事に巻き込まれて死亡した人が多数と推定される。

●考えられること

- ・(圧死など) 耐震性のない古い建物に住んでいる人、家具を固定していない人は地震の段階で即死の可能性大です。
- ・(焼死・津波) 即死を免れても家具の下敷きになったり怪我をしたりして動けなくなると、火事や津波にのまれる可能性大です。
- ・(津波) とにかく急いで高い所に逃げないと、津波にのまれます。

[問2] あなたの家族は助かりますか？

●考えられること

- ・災害時要援護者(障がい者、高齢者、病人・けが人、妊婦など)は逃げ遅れる危険性が高くなります。
- ・大災害のときは消防や警察などの救助の手は不足します。道路の寸断などでた

どり着けないこともあります。

- ・平日の日中には比較的若い人手が少ない地域が多いと思われます。働いている人は出払っていますし、子供や若者は学校にいますので、その時間帯だけは高齢者独居世帯になっているケースも多数あります。
- ・防災関係の機関や職場にお勤めの方は、災害が発生して家族の安否が不明でも当分は家に帰れません。自分の手で家族を助けることは難しくなります。

[問3] あなたの家の近所では誰が危ないか、すぐ浮かびますか？

●考えられること

- ・近所付き合いがなければ、どの家にどんな人が住んでいるか、日中は留守なのか、四六時中誰かいるのか分かりません。
- ・いつもなら留守だけど、ここ1, 2週間寝込んでいる人がいるかも知れません。
- ・古い家でも日中は留守なら心配ありません。新しい建物でも人がいれば家具の下敷きになって動けなくなっているかも知れません。

【生き埋めや閉じ込められた際の救助】

救助者	割合
自力	34.9%
家族	31.9%
友人・隣人	28.1%
通行人	2.6%
救助隊	1.7%
その他	0.9%

兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書（日本火災学会）

[問4] では、どうすれば、あなたの家族も含め、多くの命が助けられますか？

●答え

- ① 建物を耐震化する、家具を固定する。
- ② 近所付き合いをして、どこにどんな人が住んでいるかお互いに知っておき、いざというときは助け合う。
- ③ 近所の人と一緒に、できるだけ高い場所に迅速に避難する。

(洪水の場合)

大雨で洪水や土砂崩れが発生する場合を考えてみます。

以下の質問に答えてください。

[問1] 今は平日の日中です。近くの河川の水位が今まで見たことがないくらい上昇しています。テレビによると、これからもしばらく激しい豪雨が続きそうです。どうなると思いますか？

●答え

河川の堤防が決壊して河川が溢れる（洪水になる）

土砂災害が起こる（斜面が崩れて家を飲み込む）

[問2] 河川が溢れたらあなたの家は何m浸水すると思いますか？今からどこに避難しますか？

●考えられること

- ・市町村が発行している「ハザードマップ」には、想定されている雨量と、その場合の予想浸水高が書いてあります。
- ・「過去に例を見ない大雨（想定外）」なのか、「ハザードマップに想定されている範囲内の大雨（想定内）」なのかがとても重要です。

①テレビなどで「観測史上最大の」「過去に例のない」などと表現されていたら『想定外』の可能性大です！ハザードマップを超える浸水の恐れがありますので、一刻も早く安全な場所に避難してください！

②「想定内の範囲内の大雨」なら、自分の家の予想浸水高にしたがって避難してください。一般に2mの浸水では1階の軒下まで浸かります。今後も雨が続きそうか、浸水がひどくなりそうかを考慮して、避難所まで行くのか、自宅の2階に避難するのかなどを判断してください。なお、2m以上の浸水の場合は2階でも危険です。

！注意！ 安全な避難のために

- ・数十cmの冠水でも流れがある場合は足を取られることがあります。
- ・いつもは見えている水路が道路の冠水で見えなくなり、知らずに足を踏み入れて流されることがあります。
- ・周囲の状況と自分の体力を勘案して、危険と判断したら、2階に避難して救助や水が引くのを待つことも検討する必要があります。

[問3] 近くの避難所はどこですか？避難所まで行く道順は分かりますか？途中に大雨で溢れそうな水路や小さな河川はありませんか？

●考えられること

- ・豪雨のときは多くの道路が冠水します。いつもは見えている段差、用水路が見えなくなり、誤って転落して流され、亡くなるケースもあります。

[問4] 河川の堤防が決壊した場合、あなたの家の近所では誰が危ないか、すぐに浮かびますか？

●考えられること

- ・災害時要援護者（障がい者、高齢者、病人・けが人、妊婦など）は逃げ遅れる危険性が高くなります。
- ・平日の日中には比較的若い人手が少ない地域が多いと思われれます。働いている人は出払っていますし、子供や若者は学校にいますので、その時間帯だけは高齢者独居世帯になっているケースも多数あります。

[問5] では、どうすれば、あなたの家族も含め、多くの命が助けられますか？

●答え

- ①自分の家の想定される浸水高を知っておき、どんな場合にどこに避難するのがよいか把握しておく。
- ②近所付き合いをして、どこにどんな人が住んでいるかお互いに知っておき、一緒に迅速に避難する。

★「災害で死なない」ためにどのような取り組みが最も重要でしょうか？

- ・災害で犠牲になる要因は概ね4つに大別されます。

地震①：建物や家具に潰される

地震②：津波や火事にのまれる

風水害①：水にのまれる

風水害②：土砂にのまれる

→ 要するに、「建物・家具に潰される」「逃げ遅れる」の2つなのです。

- ・これに対する主な対策は以下の2つです。

{ 地震：建物（家屋・ブロック塀）の耐震化・家具転倒防止
迅速な避難（津波、火災から）
風水害：迅速な避難（洪水、高潮、土砂災害から）

★家屋やブロック塀の耐震化・家具転倒防止はどうすれば進むでしょう？

- ・自力でできる人はどんどんやりましょう。
- ・地域で家具固定器具を共同購入し、高齢者世帯の取り付け支援活動を行うといったことも効果的です。
- ・住宅の耐震化が必要かどうかを調べる「耐震診断」や耐震化工事に対する行政の助成制度がある場合もあります。これらの申請書類作成のお手伝いなども考えられます。

★迅速な避難のためにはどうすればよいでしょう？

- ・「どんな場合に」避難しなければならないのか、「どこに」避難するのか、自宅の置かれた環境を把握しておかなければなりません。
- ・自力で避難できる方は自分で判断して避難しましょう。自分の命を他人の指示に委ねることはありません。
- ・自力での避難が難しい方は、地域で助け合って避難しましょう。自力で避難できる方も、「避難する！」という判断には地域の力が大きな助けになります。

- ・地域で助け合う場合は、前もって具体的な手順を決めておくことが重要です。
 - ①誰が、誰に避難が必要なことを知らせるのか
 - ②寝たきりの方や障がいのある方、妊娠中の方など、避難に手助けが必要な方（「災害時要援護者」と言います。）を、「誰が」「どんな交通手段で」「どんなルートで」「どこの避難所に」連れて行くのか
- ・避難ルート中に、洪水で道路が冠水したときに誤って水路に転落しそうなポイントはないか、建物が迫っていて地震が起きたらふさがれそうな道路を避難ルートにしていないかなど、「避難ルートの安全点検」も必要です。

★「いざとなれば何とかなる、ちゃんとできる」のでしょうか？

- ・「いざとなれば何とかなる」と思っている方も多いと思いますが、「いざというときは想像以上に何もできない」というのが真実です。いつもなら簡単にできることもできなくなります。
- ・避難一つとってもなかなか決断がつかず遅れがちですし、いざ外に出たらいつもと違う光景の中を、いつも行かない場所に行かなければなりません。簡単に「危なくなったら避難する」と言いますが、実は想像以上に難しいのです。
- ・このため、日頃の反復練習＝訓練がとても重要です。訓練を重ねることによって迅速に避難できるようになり、命を守ることに繋がります。

★災害が発生したとき、誰が命を助けるのでしょうか？

- ・公助（消防・警察・自衛隊などの行政機関）は、阪神大震災のような同時に多くの場所で家屋崩壊や火災が発生する災害のときには、迅速に全ての事象に対応する能力はありません。
- ・道路が寸断されたら救急隊も消防車もすぐには駆けつけられません。
- ・このため、「迅速な救助と避難は住民同士の助け合いでしか実現できない」と考えてください。

第 1 章 結成について話し合おう

災害が起こったら、誰があなたや家族を助けてくれるでしょうか？

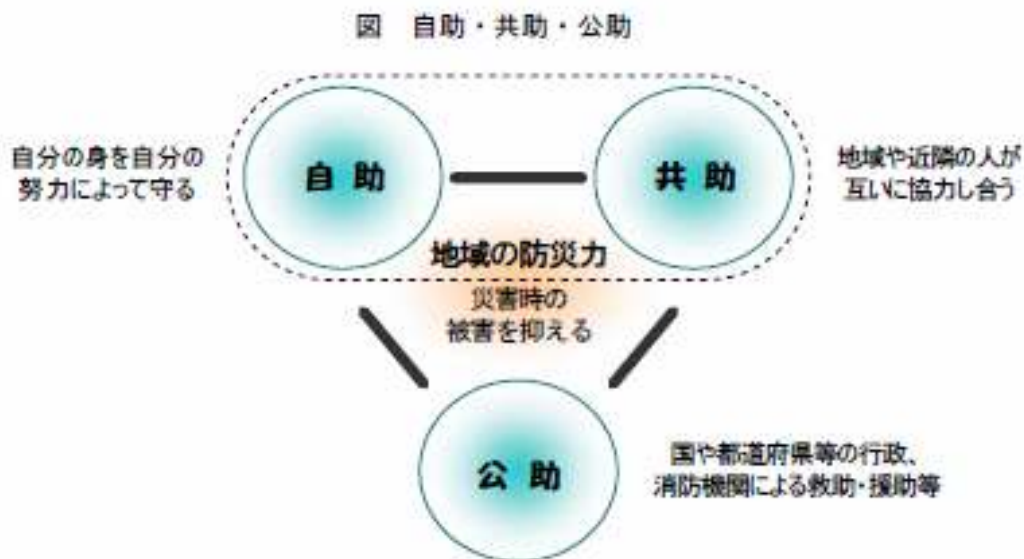
平日の昼間に地震が起こってあなたが職場にいたとき、あなたの家族が家具やがれきの下敷きになっていないか見に行ってくれるのは誰でしょうか？

消防や警察などの公的機関（**公助**）は、大きな災害になると手が回らなくなることがあります。そのような場合、近所の人同士の助け合い（**共助**）しか頼れるものはありません。

もちろん、地震でも倒壊しないよう家屋を補強する耐震補強や、家具の転倒防止など（**自助**）も大切です

公助・共助・自助がそれぞれ力を発揮することにより、災害の際の犠牲者を減らすことができます。

『自主防災組織』は、このうち近所の人達同士の助け合い（共助）を素早く、効果的に行うために作るものです。



(1) 自主防災組織とはどんな組織でしょうか

●現在結成されている自主防災組織は概ね以下のようなものです。

- ・ 会長、副会長、各班長、隊員で構成
- ・ 平常時・災害時に防災活動を行う
- ・ 組織として活動する会長から隊員までの総数は概ね10～30名程度
- ・ 組織が活動の対象とする範囲は、自治会などを構成する全世帯。(数十から数百世帯、これが「組織率」「カバー率」の分子にあたる)

$$\text{カバー率（組織率）} = \frac{\text{自主防災組織が活動する範囲の世帯数}}{\text{全世帯数}}$$

●以下のような特徴もあります。

- ・ 自分の住んでいる地域に自主防災組織が存在し、自らの世帯が活動の対象となっていることを知らない住民が多数存在する
- ・ 自治会役員を中心とした、比較的高齢の方が隊員の多くを占めているケースが多数
- ・ 災害時に活動できる人数が減るケースもある（仕事がある隊員は平日の日中は仕事で留守）ため、災害時にできることには限界がある

→ 平常時にできることをやっておくことが重要！

●消防団との相違点

「消防団の活動が活発だから災害のときも大丈夫」と考える方も多いと思います。実は、熊本県は、全国で5番目に消防団員の数が多い県です。火事や大雨、防災訓練などでも消防団の活躍が目立ちます。このため、消防団に任せておけば安心、と考えるのも無理のないことだと思います。

しかし、消防団と自主防災組織は、活動する場所、時期、人数が違います。このため、消防団活動がいくら活発でも、自主防災組織が必要ない、災害時も安心だということではないのです。

◆自主防災組織と消防団の違い◆

	自主防災組織	消防団
人数	813,596名	34,774名
活動場所	・自治会単位などの地域の狭い範囲で活動	・詰所などに集合し、消防長又は消防署長の所轄の下で活動 ・火災現場や被害の大きい場所を中心
地域での活動時期	・災害発生当初から地域で活動を開始	・災害発生時はまず決められた場所に集合し、指示を受けて活動 ・火災発生時など、各地域ですぐに活動できるとは限らない
活動内容	避難誘導、負傷者の救出・救助、初期消火など	消火活動、水防活動、負傷者の救出・救助、避難誘導など
特徴	・狭い範囲のみで活動 ・地域の細かな特徴や人と人の関係にまで入り込める ・限られた地域の人を助けることに専念できる	・比較的広い範囲で活動 ・全ての狭い地域に精通しているとは限らない ・管内の重大な災害に活動を重点化することもある

(2) 近所の人に提案してみましよう

もしあなたが「自分の家の近所でも災害のときの助け合いが必要では？」
と思ったら・・・



まずは、自治会・町内会・行政区に提案してみましよう。

助け合いを行う地域（近所）の単位としては、戸数や面積、既に組織がある点などから、自治会・町内会・行政区（呼び方は地域によって違います。以下、これらを総称して「自治会」と表記します。）が適していると考えられます。実際、全国的に殆どの自主防災組織（約95%）は自治会を母体にして作られています。

自治会の場合、既に組織があり、役員会や総会なども定期的に行われているため、自主防災組織の設立について会に相談することも容易にできます（独立した組織を作る場合、まず会合の場を準備することから始める必要があります）。

ということは、自治会の活動に全く参加していないと、いざというときの助け合いがなかなか難しくなるケースもあるということです。今参加していない人が防災のための助け合いの必要性を感じたら、まず自治会の活動に参加して地域の皆さんに顔を覚えてもらってから声をあげるのも一つの方法でしょう。

(3) 何を母体とした組織とするか決めましょう

【自治会】

(2)にあるように自治会に提案し、役員会や総会など、会としての了承が得られたら、自治会を母体として組織を作ることになります。その場合、組織の作り方としては以下の2つのケースが考えられます。

ア) 自治会の組織を丸ごと「〇〇町〇区自主防災組織」にします。

会長は自治会長、役員は自治会役員といった具合です。自治会と自主防災組織は別の組織ですが、運営は同じ人がやる仕組みです。

イ) 自治会の中に「老人部会」「婦人部会」「子供部会」などと並んで「防災部会」を作ります。

【独立した組織】

自治会の合意が得られなかった、地域の特性から自治会より広い(狭い)範囲で組織を作った方がよい場合などは、母体を持たない独立した組織を立ち上げることとなります。

この場合、まず最初の段階で対象地域の人に呼び掛けて会合を行う、組織設立に向けた合意を形成する、といった必要があり、その際、会合開催のお知らせの作成・配布、会場の準備なども必要になってきます。(自治会の場合は役員会や総会の場で議題に取り上げてもらって話し合うことができるため、このような準備は不要です。)

(4) 中心になる人を決めましょう

防災組織を作ることに同意が得られ、組織の母体が決まったら・・・



中心となって準備を進め、結成後は活動の中心になる担当者を決めましょう。

会長さんとは別に、準備段階や結成後の活動で中心となって動いていただけの方が必要になります。発案した意欲のある方はもちろんですが、消防本部・消防団・警察・自衛隊のOBなどのように、防災や災害時の対応に詳しい人も適任でしょう。

なお、現役の消防・警察・自衛隊職員や消防団員の方は災害が起きたときは職務につき、地域では不在になるケースもあるので注意が必要です。

また、会長や副会長は、近所の人に指示を出したりすることがありますし、地域や地域住民のことに詳しい方が望ましいので、担当者とは別の人（自治会長など）がなっても良いと思われます。（後日決めても構いません。）

第 2 章 結成してみよう

(1) 必要なことは？

最低限必要なのは以下の5つです。

- ①会長と役員を決める
- ②班編成を決める
- ③規約を作る（後日揉めたときのため。ひな形どおりで構いません。）
- ④活動計画を作る（今後何をやるのか一応決めておく）
- ⑤収支計画を作る（使えるお金がある場合のみ）

①会長と役員を決める

会長と役員（各班長など）を決めましょう

②班編成を決める

何もない平常のときの活動と災害時の活動がありますが、両方をリンクさせて班を作るとよいでしょう。

[班編成と業務の例]

広報・連絡班

（平常時）広報紙の作成、講演会の企画、連絡網の作成

（災害時）大雨洪水警報や市町村の避難勧告などの情報収集
電話連絡網や各戸訪問による避難の呼び掛け

避難班

（平常時）全体での避難路の安全点検、防災マップ作りなどを企画

（災害時）災害時要援護者などの避難を支援
点呼を行い地域住民の安否を確認

救出救護班

（平常時）救急・救命講習や組織全体の防災訓練などの企画

（災害時）負傷者の捜索、けが人の搬送と応急手当など

消火班

（平常時）住宅用火災警報機の取り付け支援、消火訓練などを企画

（火災発生時）初期消火を行う

炊き出し班

(平常時) 水・食料の備蓄

(災害時) 水・食料の配布、炊きだし

その他

(平常時) 災害時要援護者の所在など地域の把握(個人情報保護に注意が必要です)、家具転倒防止器具の取り付け支援、耐震診断などの公的な支援制度がある場合の申請の手伝いなど

(災害時) 行政との連絡係など

※ 地震・津波にせよ風水害にせよ、命を守るためには安全な場所への避難が極めて重要です。そのための班(広報・連絡班、避難班)は必ず作るようにしましょう。それ以外の班は適宜選択してください。

③規約を作る

会の規約がないと、後になって活動方針などで異論が出てしまうことがあります。この手引きにも例を添付していますし、市町村で作っている場合もあります。インターネットで「自主防災組織 規約」と検索すればたくさん出てきますので、好きなものを採用していただければ良いかと思われま

④活動計画を作る

組織を作っても、具体的に何をするか決めていなければ、そのまま組織自体が立ち消えになりかねません。「防災講話を聞く」「防災マップを作る」「図上訓練」「市町村の防災訓練への参加」「避難路点検」など、あまり負担にならない程度に計画を作っていきましょう。

この手引きにも例を掲載していますし、市町村でひな形を作っている場合もあります。

⑤収支計画を作る

訓練用の消火器、炊き出しやお知らせの印刷代など、少額であってもお金はかかります。自主防災組織のためだけに使える専用の予算があれば、収支計画を作っておきましょう。

(2) 市役所・町村役場に相談に行きましょう。

この後、自主防災会の規約や計画を作ったり活動計画を作ったりすることになりますが、市町村が参考にできる例を準備している場合があります。

ヘルメットや旗、腕章などの購入費や活動費の助成がある場合もありますので、積極的に相談に行きましょう。

自主防災組織を作りたいがどうしたらいいか、訓練はどのように行ったらいいか、講演・講話に来てもらえないか、図上訓練をやりたいのでやり方を教えてほしいなど、どんなご相談でも結構ですので、お気軽にお問い合わせください。

※市町村の防災担当部署の一覧表を資料編に掲載しています。

第 3 章 活動しよう

第 2 章で説明したように、自主防災組織には人員の制限があります。この点を踏まえた上で、地域の災害犠牲者を減らすための自主防災組織の活動としては、①事前対策（平時にできる対策）に重点的に取り組む、②災害発生時の行動は、人数が限定される状況を想定して計画する、などが重要になってきます。

また、「人員不足」という問題を根本的に解決するためには、隊員数を増加させるとともに、活動範囲となる全世帯に組織の存在と活動を知ってもらい、協力する意識を根付かせていくといったことが必要になると考えられます。

以下、自主防災組織活動の「日常時」「災害時」の典型的な活動を紹介していきます。

（1）典型的な活動の例 ー日常の活動ー

①防災知識の広報、啓発

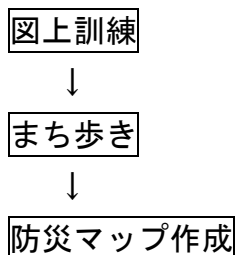
以下のような取り組み（一例）で、地域の方に防災知識を持ってもらいましょう。

- ・ 講演会や啓発イベントの企画
- ・ 広報誌（お知らせ）の作成
- ・ 防災関係のパンフレットの入手と回覧

避難が必要なことを理解していない人に避難を呼び掛けても、説得に時間がかかって避難が遅れます。

日頃から「こういうときは避難が必要」「これくらいの雨量のときはここに逃げないと危ない」「高潮や津波のときはここ」といったことを地域の人が知っておかないと、的確な避難ができず、犠牲者が増えてしまいます。

②地域の災害危険箇所の確認（図上訓練、防災マップの作成）



- ・ 図上訓練とは、白地図に河川や水路、老朽家屋密集地などの危険箇所や避難所などの色を塗り、洪水や地震のときにどんな危険が潜んでいるかを考える「イメージゲーム」のようなものです。これによって、地域が災害のときにどんな状況になるかを把握し、図上である程度掴んでおきます。
 - ・ 次に、実際に現場を歩いてみます。地図上で「この道は大丈夫だから避難ルートにしよう」と決めた道が本当に大丈夫か、災害のときに危険が潜んでいないかを実地で確認し、話し合います。
 - ・ 現場で見たことを地図に書き込み、「地震の場合はこのルート、洪水のときは遠回りだけこのルートが安全」などと決めていきます。ポイントとなる場所や危険箇所は写真を貼っておくとより分かりやすいでしょう。
- 完成した防災マップは公民館など、地域の人が見られる場所に貼っておきましょう。

③防災訓練

[災害時の行動についての取り決めに検証する内容]

例えば、「災害時要援護者の方を2名で助けて避難所まで10分で行く」という計画を立てている場合、それが本当に実行できるのかを検証する訓練です。

避難は思ったより時間がかかることが多いですし、担架を使う場合は2名で大丈夫と思ったが4名必要だったなど、実際にやってみると計画どおりにいかないことが判明するものです。

事前に考えたとおりにいかなかったら、対策を考え直し、必要に応じて対応人数の増員や手順の工夫などを行う必要があります。

[その他の内容]

消火訓練（消火器の使い方など）、救急救命（AEDの使い方や胸骨圧迫のやり方）などは、それ自体の手順を身体で覚えておく必要がありますので、機会を捉えて実施しましょう。炊き出し訓練、チェーンソーや油圧ジャッキの使い方などもこの例にあたります。

④家庭の安全点検

・耐震診断や耐震補強の公的助成制度の申請の支援

阪神・淡路大震災では、死者の8割以上の方が圧死・窒息死等でした。

古い建物は耐震強度が不足している可能性があります。まず耐震診断を行い、強度不足の場合は耐震補強が必要になります。

市町村で助成制度がある場合もありますが、高齢の方などは書類の書き方が難しいと感じる場合もありますので、一緒に役所に相談に行くなどの支援も役立ちます。

・家具の固定の支援

家屋が頑丈で地震で倒壊しなくても、家具が倒れてきて下敷きになり、亡くなったり負傷したりするケースも非常に多くみられます。家具を固定することも犠牲者を減らすためにはとても重要です。

家具の固定はタンスの上など高い所での作業や重い物を持ち上げたりする作業もありますので、高齢者などにはなかなか難しいものです。

家具固定器具（粘着シートや突っ張り棒、釘とチェーン、L型金具など）を共同購入する、または、実費を出してもらって器具を購入し、取り付けに協力するなど、自主防災組織としてできることはたくさんあります。

⑤防災資機材等の整備

以下のような資機材が一例としてあげられます。予算があればこのようなものを揃えておくとよいでしょう。

- ・ 情報収集・伝達用（メガホン、電池、トランシーバー、腕章）
- ・ 初期消火用（消火器、バケツ、可搬式動力ポンプ、防火衣、ヘルメット）
- ・ 水防用（救命ボート、救命胴衣、シャベル、土のう袋、ロープ）
- ・ 救出用（バール、のこぎり、なた、ジャッキ、ハンマー、チェーンソー）
- ・ 救護用（担架、救急箱、毛布、テント、保温シート）

- ・避難所、避難用（リヤカー、簡易トイレ、発電機、投光器、寝袋）
- ・給食・給水用（炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク）
- ・訓練・防災教育用（訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、訓練用AED）
- ・その他（簡易倉庫、ビニールシート、携帯電話充電器）

⑥災害時要援護者対策

災害時要援護者＝要介護認定者、傷病者、障がい者、体力的衰えのある高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等の災害の際に情報及び行動への支援が必要な方

災害時要援護者は、災害の際に影響（被害）を受けやすいので、地域で協力して助ける取り組みが求められます。

【災害時要援護者の情報の把握】

地域で災害時要援護者を助けるためには、地域のどこにどんな災害時要援護者がいるのかを把握しておく必要がありますが、プライバシーや個人情報保護の問題もあります。もし名簿や台帳を作ったら、会長さんや民生委員さんなどで厳重に管理し、災害が起こったときだけ活用するよう配慮する必要があります。

把握の方法としては役所から情報を得るほか、自主防災組織で地域内の家庭を訪問し、自ら情報を収集されているところもあります。

【避難などの対策】

洪水などの場合は地域で協力して避難する必要が生じます。事前に誰が、誰を、どのような手段で避難所まで連れて行くのかなどを決めておき、その取り決めが実際に機能するのかを訓練で検証しましょう。

(2) 典型的な活動の例 ー災害時の活動ー

①情報収集、避難の決断（風水害の場合）

テレビの報道や気象台・市町村からの気象警報、避難準備情報・避難勧告などを確認し、地域（自主防災組織）として避難を行うかどうかを判断します。なお、災害時要援護者は移動に時間がかかるため、早い段階で避難を決断する必要があります。

すなわち、自主防災組織としては、要援護者の避難（呼び掛け、避難支援）とそれ以外の方の避難（呼び掛け）の2段階の行動が必要ということです。

②情報の伝達

組織として避難を決断したら、その旨を各戸に伝える必要があります。伝達の担当者（担当する相手）と伝達方法を予め決めておきましょう。

（ポイント）

- ・大地震のような突発的な災害の場合は携帯電話や固定電話が不通になる場合もありますが、累計雨量が増加していく豪雨災害のような場合は電話も使えます。
- ・「平成23年7月新潟・福島豪雨の新潟県調査結果（速報）」によると、平成23年7月の豪雨災害の際、避難勧告を知っていた方は約7割（それらの人のうち「自主防災組織・自治会長等から聞いて」知った方が約6割）、実際に避難した方は約6割です。避難したきっかけの第1位は「自主防災組織・区長・自治会長等に避難を勧められたから」（47.7%）でした。他の調査でも、『近所の人や自治会長などから直接呼びかけが避難を決めたきっかけになった』という結果がありました。

③避難

地域で避難するに当たっては、自主防災組織は以下の2つの動きが必要です。

- ・自力で避難できる人に避難を呼び掛ける（避難所への避難は自分で）
- ・災害時要援護者に避難を呼び掛け、避難所まで安全に連れて行く

災害時要援護者の避難は、誰が誰を担当するか、手順、避難先、避難ルートを予め決めておき、速やかに避難しましょう。天候、昼夜の別、人が何人集まったかなど、そのときの状況で臨機応変に変更を加える必要があります。

④初期消火

地震の際は火災が発生しますが、建物の倒壊や通行不能道路の発生などにより消防車の接近が難しくなります。火災が同時に多発したら到着が遅れます。このため、自主防災組織による初期消火が重要になります。

利用できる資機材、人員などに応じて初期消火を行きましょう。消火活動は風上に立って行いましょう。身の安全が第一ですので、危険を感じたら無理をせずすぐに避難しましょう。

⑤救出・救護

地震の際は、救急車も消防車と同じ理由で到着が遅れます。自主防災組織による倒壊物・ガレキの下敷きになった人の救出、応急手当、安全な場所・医療が受けられる施設への搬送などが重要です。利用できる資機材、人員などに応じて救出・救護を行いましょう。

⑥給食・給水

水道・電気・ガスなどが断絶し、食材も十分に得られない避難所では、極めて制約された条件の中でたくさんの人に食料や飲料水を渡す必要が出てきます。利用できる資機材、人員などに応じて給食・給水を行いましょう。

災害で疲弊した被災者の心身を温めるのが食事です。温かい食事、特にその土地の食材を使った地元料理はとて大きな効果があります。

おわりに — 「続けられる」活動の極意

自主防災組織には、2つの大きな壁があります。

1つは「結成できるか」であり、もう1つは「活動を続けられるか」です。

特に、活動を継続して行くのはとても難しく、現在、自主防災組織の最大の課題となっています。

活動が続かない理由の1つに、負担が大きいことがあげられます。

自主防災組織の役員は自治会などの役員を兼ねていることが多いですが、それ以外にもたくさんの地域の役職、世話役を務めておられる場合があります、防災単体での活動はどうしても負担になってきます。

現在、これを解決する素晴らしい、画期的な方法が開発されています。

「他の活動と一緒にやる」 というものです。

防災活動

他の地域活動

避難ルートの安全点検 → 通学路の防犯点検、一斉清掃

避難所の炊き出し訓練
消火訓練 → どんどや

災害時要援護者の確認 → 敬老会（同意を得る）

要援護者搬送訓練 → 地域の運動会

最初から他の組織の模範になるような、活発な活動をしようとする、多くは頓挫してしまいます。活発な活動よりも細く長い活動が重要です（自主防災組織の表彰には「活動期間」が審査項目として必ず入っています。）継続して、何度も何度も点検や状況確認、訓練、広報・普及活動を繰り返すことが重要です。

せっかく自主防災組織を作り、壁を一つ越えたのなら、次は活動を継続するための工夫をこらしましょう。それこそが自主防災活動です。

目指せ！ 地域の災害犠牲者ゼロ！

◆資料編◆

1 自主防災組織の規約の例

「〇〇町〇〇区自主防災組織 規約」

(名称)

第1条 この会は、〇〇町自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

(活動の拠点)

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇とする。
- (2) 災害時は〇〇とする。

(目的)

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本組織は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第 11 条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第 12 条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第 13 条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。

2 自主防災組織の活動計画（防災計画）の例

〇〇町自主防災組織 活動（防災）計画

1 目的

この計画は、〇〇町自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

(※ 班編成に関しては、本編参照)

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。

④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。

⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布

② 座談会、講演会、映画会等の開催

③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

① 危険地域、区域等

② 地域の防災施設、設備

③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承

④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

① 市町村地域防災計画

② 座談会、講演会、研修会等の開催

③ 災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようになるため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

① 情報収集・伝達訓練

② 消火訓練

③ 救出・救護訓練

④ 避難訓練

- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ その他の訓練
- (3) 総合訓練
総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。
- (4) 体験イベント型訓練として
防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。
- (5) 図上訓練
実際の災害活動に備えるために行うものとする。
- (6) 訓練実施計画
訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。
- (7) 訓練の時期及び回数
 - ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
 - ② 訓練は、総合訓練にあつては年〇回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

- (1) 情報の収集・伝達
情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 情報の収集・伝達の方法
情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8 出火防止及び初期消火

- (1) 出火防止
大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。
 - ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
 - ② 可燃性危険物品等の保管状況
 - ③ 消火器等消火用資機材の整備状況
 - ④ その他建物等の危険箇所の状況
- (2) 初期消火対策
地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火用資機材を配備する。

- ① 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① ○○町○○病院
- ② ○○町○○診療所
- ③ ○○町○○保健所

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

○○市区町村長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市（町村）防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

- ① ○通り、ただし○通りが通行不能の場合は△通り
- ② ○○公園又は○○学校

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、○○市区町村役場の要請により協力するものとする。

11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1 2 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

1 3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1 4 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

別紙のとおり行う（配置する資機材と配置場所、管理者名を記載した表を作成）

(2) 定期点検

毎年〇月第〇 〇曜日を全資機材の点検日とする。

熊本県内市町村 自主防災組織に関するお問い合わせ窓口
 ※「自主防災組織について聞きたい」とお伝えください

	市町村名	部署名	電話	FAX
1	熊本市	総務局 危機管理防災総室	096-328-2490	096-359-8605
2	八代市	市民協働部 防災安全課	0965-33-4112	0965-35-2009
3	人吉市	総務部 地域生活課 危機管理係	0966-22-4478	0966-24-7869
4	荒尾市	市民環境部 ぐらしいきいき課 交通防災係	0968-63-1395	0968-63-1956
5	水俣市	総務企画部 総務課 防災危機管理室	0966-61-1604	0966-62-0611
6	玉名市	総務部 総務課	0968-75-1420	0968-75-1166
7	山鹿市	総務部 総務課 交通防災係	0968-43-1117	0968-44-0373
8	菊池市	総務部 安全対策課	0968-25-7203	0968-25-5720
9	宇土市	市民環境部 環境交通防災課 交通防災係	0964-22-1111	0964-22-6033
10	上天草市	総務企画部 総務課	0964-56-1111	0964-56-4972
11	宇城市	総務部 危機管理課 防災消防係	0964-32-1766	0964-32-0110
12	阿蘇市	総務部 総務課 防災交通係	0967-22-3111	0967-22-4577
13	天草市	防災交通課	0969-23-1111	0969-24-3501
14	合志市	総務部 総務課 交通防災班	096-248-1112	096-248-1196
15	美里町	総務課 防災交通係	0964-47-1111	0964-47-0110
16	玉東町	総務課	0968-85-3111	0968-85-3116
17	南関町	総務課	0968-53-1111	0968-53-2351
18	長洲町	総務課 防災交通係	0968-78-3104	0968-78-1092
19	和水町	総務課	0968-86-5720	0968-86-4215
20	大津町	総務部 総務課 地域安全係	096-293-3111	096-293-4836
21	菊陽町	総務課 交通防災係	096-232-2111	096-232-4923
22	南小国町	総務課 総務班	0967-42-1112	0967-42-1122
23	小国町	総務課 総務係	0967-46-2111	0967-46-2368
24	産山村	総務課 消防・防災係	0967-25-2211	0967-25-2864
25	高森町	総務課 総務係	0967-62-1111	0967-62-1174
26	西原村	総務課 防災係	096-279-3111	096-279-3506
27	南阿蘇村	総務課 防災消防係	0967-67-1111	0967-67-2073
28	御船町	総務課 地域・防災係	096-282-1111	096-282-2803
29	嘉島町	総務課 総務係	096-237-1111	096-237-2359
30	益城町	総務課 防災係	096-286-3111	096-286-4523
31	甲佐町	ぐらし安全推進室	096-234-1167	096-234-3964
32	山都町	総務課	0967-72-1111	0967-72-1080
33	氷川町	総務課	0965-52-7111	0965-52-3939
34	芦北町	総務課 防災交通係	0966-82-2511	0966-82-2893
35	津奈木町	総務課 総務班	0966-78-3111	0966-78-3116
36	錦町	総務課	0966-38-1111	0966-38-1575
37	多良木町	総務課 管財・防災係	0966-42-6111	0966-42-2293
38	湯前町	総務課	0966-43-4111	0966-43-3013
39	水上村	総務課	0966-44-0311	0966-44-0662
40	相良村	総務課 行政係	0966-35-0211	0966-35-0011
41	五木村	総務課	0966-37-2211	0966-37-2215
42	山江村	総務課	0966-23-3111	0966-24-5669
43	球磨村	総務企画課 防災交通係	0966-32-1111	0966-32-1230
44	あさぎり町	総務課	0966-45-1111	0966-45-3667
45	苓北町	総務課	0969-35-1111	0969-35-2454

【優良活動事例】

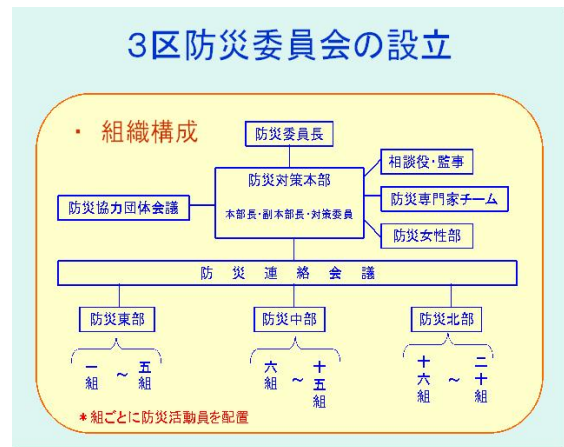
普段からの活動が災害時に役立った (水俣市3区自治会防災・防犯委員会：熊本県 水俣市)

(1) 防災活動に取り組むきっかけ

水俣市3区自治会がある地域は、河川増水による浸水被害や高潮災害の危険性があり、また住宅密集地でもあるためひとたび火災が発生すれば燃え広がる可能性がある。

平成6年、当時地震が頻発していたことを心配した自治会長が「水俣市3区の生命・財産を守るため、防災活動が必要である」と地区住民に呼びかけた。これに応じて消防団0B等が中心となり、高齢者世帯の防災点検を自主的に実施したことをきっかけに、地域での自主防災活動がスタートした。

平成9年には、大規模な自然災害が発生した場合に行政や消防の対応には時間がかかることを考慮し、初動対応を迅速に実施するための防災組織として水俣市3区自治会防災・防犯委員会を結成した。その後も防災活動の拡充・強化に努め、自治会長自身の「防災活動は大事だ」という考えのもと、毎年積極的かつ確実な活動を実施している。その結果、平成15年の豪雨災害でも日頃の活動を活かして迅速に対応することができた。



■水俣市3区防災委員会組織構成

(2) 地域密着型の防災・防犯活動

水俣市3区自治会防災・防犯委員会の特徴は、地域密着型の活動を着実に実施していることである。防災訓練や救急講習会の実施に加えて、地域に密着した取組みとして高齢者の独居世帯などを対象とした火の元点検、一人暮らしの高齢者へ近況の聞き取り、3区内の危険箇所や夜間巡回調査などに基づく防災・防犯マップ作成、町内に設置された消火栓ホース格納箱の整備、転落危険箇所等へのガードレール設置要請、緊急連絡カードの作成、防災備品の整備など、多岐にわたる活動を実施している。

また、自治会内の防災・防犯に関する情報を回覧板によって地域住民の間で共有しており、地域全体の防災意識の向上を図っている。

(3) 経験が実際の災害で生かされた

平成 15 年には、水俣市内で土石流により 19 名の方が亡くなるという甚大な豪雨災害が発生したが、このとき水俣市 3 区では、防災・防犯委員会の連携が機能し、迅速に避難の呼びかけを行うことができた。また、避難所でも高齢者の介添、湯茶や弁当の配布などを実施したほか、連絡員を配置し避難者の名簿を作成するなど、平常時のつながりを活かした活動ができた。

土石流災害の経験を活かし、災害時要援護者への迅速かつ確実な対応をとることができるよう「要援護者台帳」を作成した。平常時から民生委員と協力して高齢者、障がい者などの要援護者を対象に既往歴や近隣に住む家族の状況などについてアンケート調査を実施し、要援護者台帳の作成・更新を行っている。

(4) 災害の経験を生かし、さらに前へ進む

○ 生きたマニュアルの策定

水俣市 3 区自主防災・防犯委員会では、平成 15 年の豪雨災害の対応を参考に、風水害を対象とした水俣市 3 区独自の防災マニュアルを策定した。水俣市 3 区では、災害の状況に応じて最も安全に避難できる方法を独自に判断する体制を整えており（川が増水している時には、川を渡らずに行くことができる避難場所へ誘導するなど）、防災マニュアルには、避難誘導の方法を中心に、初動対応についてまとめられている。

○ 地域に根差した防災活動

地域住民が防災まち歩きを実施し、防災マップを作成するなど、地域住民が楽しみながら参加できる防災活動を実施している。子どもを対象とした防災キャンプなどを通じて人材育成にも力を入れている。

また、消防署や消防団、警察などとの連携だけでなく、災害時には地元の事業所との連携も重要となるので、炊き出し訓練時に地元の事業所から調理器具を借りるなど、平常時から協力関係を築いている。

こうした水俣市 3 区の活動は、過去の災害の経験が活かされていることや、活動内容が多様であることから、水俣市内の他の組織にとっても大いに参考となっている。



■ 消火器による消火訓練

【参考文献等】

- ・「自主防災組織の手引き」（総務省消防庁、2011）
- ・「間違いだらけの地震対策」（目黒公郎著、旬報社、2007）
- ・「自主防災組織づくりとその活動」（総務省消防庁消防大学校、2007）
- ・「ズバッと解決！防災のギモン」（井野盛夫監修、東京法規出版）
- ・「自主防災組織結成の手引き」（広島県）
- ・「災害から身を守ろう！」（熊本県）
- ・ 山口大学大学院理工学研究科瀧本准教授の災害図上訓練及び事前講義

制作： 熊本県 知事公室 危機管理防災課

（問い合わせ先）

〒862-8570 熊本市水前寺6-18-1

電話 096-333-2112

初版： 平成24年3月22日